



生命保険料控除制度改正に伴う『所得税の確定申告書』記入のポイント（確定申告書A・B版）

■『所得税の確定申告書』の変更ポイント

- ・生命保険料控除欄に「介護医療保険料」枠が新設。
 - ・各区分(※)ごと、新・旧制度別に記載出来るよう生命保険料控除欄が変更。
- ※一般、年金、介護医療の3区分となります。

■『所得税の確定申告書』の記入について

以下記載の手順 1 ~ 3 をご確認のうえ転記ください。
※『所得税の確定申告の手引き』については、国税庁のホームページをご確認ください。

生命保険料控除証明書

【旧制度適用契約】

平成24年分 生命保険料控除証明書 (個人年金用・一般用)

契約者 日生太郎 保険料払込 妻 適用制度 新制度

契約番号(証券記号番号) 保険料払込開始日 30年 新生命保険料控除制度
 申込方法 契約日 年金支払開始日 平成24年1月15日

年金受取人名 日生太郎 受取人年月日 平成24年1月15日

支払開始日 平成24年1月15日 前払35年 4月27日

料24年9月までのお支払額を以下のとおり開明いたします。

一般生命保険料(A)	配当金(相当額)(B)	一般証明額(A)-(B)
1,210,000円	1,210,000円	0円
介護医療保険料(C)	配当金(相当額)(D)	介護医療証明額(C)-(D)
30,000円	30,000円	0円
新個人年金保険料(E)	配当金(相当額)(F)	新個人年金証明額(E)-(F)
30,000円	30,000円	0円

日本生命保険相互会社

【新制度適用契約】

平成24年分 生命保険料控除証明書

契約者 日生太郎 保険料払込 妻 適用制度 新制度

契約番号(証券記号番号) 保険料払込開始日 30年 新生命保険料控除制度
 申込方法 契約日 年金支払開始日 平成24年2月15日

年金受取人名 日生太郎 受取人年月日 平成24年2月15日

料24年9月までのお支払額を以下のとおり開明いたします。

一般生命保険料(A)	配当金(相当額)(B)	一般証明額(A)-(B)
40,000円	1,000円	39,000円
介護医療保険料(C)	配当金(相当額)(D)	介護医療証明額(C)-(D)
20,000円	1,000円	19,000円
新個人年金保険料(E)	配当金(相当額)(F)	新個人年金証明額(E)-(F)
35,000円	50円	34,500円

日本生命保険相互会社

『所得税の確定申告の手引き』

手順1 『所得税の確定申告の手引き』の記入

※生命保険料控除部分抜粋

計算欄

●平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料

支払った保険料	120,000円	A	30,000円	B
(A)の金額	控除額		控除額	
～25,000円	Aの金額	円	円の金額	円
25,001円～	A×0.5+12,500円	円	円の金額	円
50,001円～	A×0.25+25,000円(最高5万円)	円	円の金額	円
50,001円～	50,000円	円	円の金額	円

●平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料

支払った保険料	69,000円	E	0円	F	34,500円	G
(E)の金額	控除額		(F)の金額	控除額		(G)の金額
～20,000円	Eの金額	円	Fの金額	円の金額	円	Gの金額
20,001円～	E×0.5+10,000円	円	Fの金額	円の金額	円	Gの金額
40,001円～	E×0.25+20,000円(最高4万円)	円	Fの金額	円の金額	円	Gの金額
40,001円～	37,250円	円	Fの金額	円の金額	円	Gの金額
(G)+H	(最高4万円)		(I)+(J)	(最高4万円)		(L)
(G)のみについて適用を受ける場合は、最高5万円※			(I)のみについて適用を受ける場合は、最高5万円※			(M)
合計	50,000円	円	27,500円	円	27,250円	円

※図又は図の計算において、新生命保険料及び旧生命保険料の両方又は新個人年金保険料及び旧個人年金保険料の両方を支払っている場合で、その両方について生命保険料控除の適用を受けるときは、それぞれ4万円が適用限度額となりますが、例えば図の計算において、新生命保険料10万円、旧生命保険料15万円を支払った場合のように、旧生命保険料のみについて生命保険料控除の適用を受ける場合の控除額(5万円)が新旧両方の生命保険料について生命保険料控除の適用を受ける場合の控除額(4万円)よりも有利なる場合には、旧生命保険料のみについて生命保険料控除の適用を受けることにより、5万円限度に生命保険料控除を受けることができます。新個人年金保険料と旧個人年金保険料の場合も同様です。なお、この場合であっても、図+図+図の金額の合計額は12万円が限度となります。

▶生命保険料控除額

生命保険料控除額(図+図+図)	(最高12万円)	N
	104,750円	

●「支払った保険料」の記入
『証明書』①～⑤の申告額(申告額の記載がない場合は証明額)に記載の金額を『所得税の確定申告の手引き』計算欄①～⑤へ転記する。

注意 『証明書』を複数お持ちの場合は、一般、年金、介護医療の区分毎に新制度、旧制度別で合算し記入する。

●「生命保険料控除額」の算出
『所得税の確定申告の手引き』の手順をご確認のうえ、生命保険料控除額を算出する。

『所得税の確定申告書』

手順2 『所得税の確定申告書』第二表の記入

【所得税の確定申告書(第二表)】

③ 新生命保険料の計	69,000円	① 旧生命保険料の計	120,000円
⑤ 新個人年金保険料の計	0円	② 旧個人年金保険料の計	30,000円
④ 介護医療保険料の計	34,500円		

※申告書A版イメージ

『所得税の確定申告の手引き』①～⑤へ記載した金額を、『所得税の確定申告書』第二表「生命保険料控除」欄①～⑤に転記する。
※年末調整で控除を受けた金額を記入する場合は、「源泉徴収票のとおり」と記入する。

手順3 『所得税の確定申告書』第一表の記入

【所得税の確定申告書(第一表)】

所得	小規模企業共済等掛金控除⑦	
	生命保険料控除⑧	104,750
	地震保険料控除⑨	

※申告書A版イメージ

『所得税の確定申告の手引き』から算出された生命保険料控除額を、『所得税の確定申告書』第一表の「生命保険料控除」欄へ転記する。